

(表1) 15年9月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			個別貸倒	不良債権
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権	引当金	処分損
都銀・長信銀・信託	17.7 (2.9)	8.6 (0.4)	9.2 (2.5)	2.5 (0.5)	1.7 (0.6)
うち主要11行	17.5 (2.8)	8.4 (0.4)	9.1 (2.4)	2.3 (0.5)	1.7 (0.6)
地域銀行	13.9 (0.8)	9.4 (0.4)	4.5 (0.4)	3.0 (0.0)	0.8 (0.0)
全国銀行	31.6 (3.7)	17.9 (0.8)	13.7 (2.9)	5.5 (0.5)	2.5 (0.7)

- (注) 1. ()は、15年3月期からの増減額。ただし、不良債権処分損は14年9月期比。
2. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産更生等債権)、危険債権、要管理債権の合計。
3. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
4. みずほグループ各行及びUFJ銀行の金融再生法開示債権には、再生専門子会社の計数を含む。
5. 地域銀行には、埼玉りそな銀行を含む。